

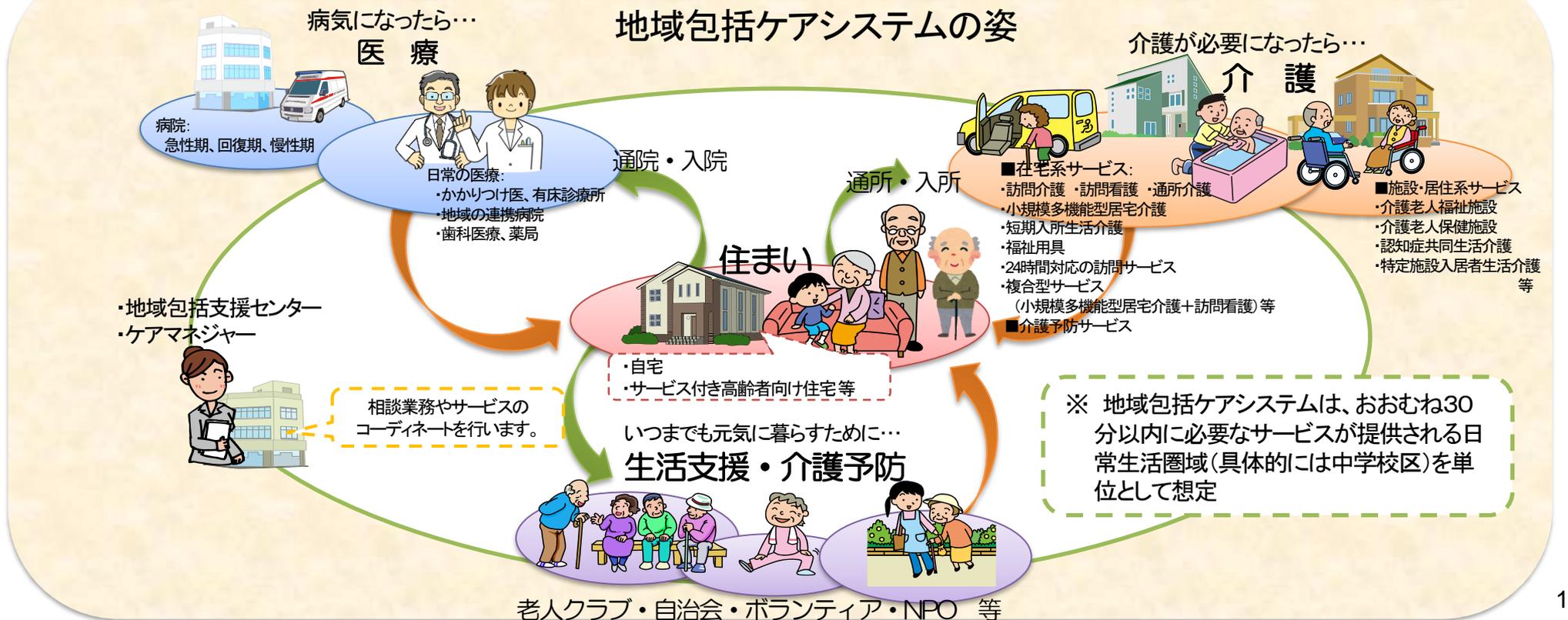
地域共生社会の実現に向けた取組における 経済産業省九州経済産業局との連携について



厚生労働省九州厚生局
健康福祉部地域包括ケア推進課

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域共生社会の実現に向けて

「必要な支援を包括的に提供する」ことが必要であるのは、高齢者だけではない。

障害者、生活困窮者、子ども等に対する「多世代対応型」の地域包括ケアシステムが必要。

高齢者

障害者

生活困窮者

子ども

都市部など、それぞれの専門的なサービスを整備することが可能な地域

- 地域のニーズを踏まえながら、不足するサービスを整備することが必要。
- サービス提供主体の連携の下に、複合課題(高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯、介護と育児に同時に直面している世帯等)や制度の狭間(ごみ屋敷、障害はあるが手帳申請をしない等)への対応も必要。

それぞれの専門的なサービスを整備することが難しい地域

- 制度・分野ごとの縦割りを超えて、地域の多様な主体がつながりながら、地域を共に創ることが必要。
- 同時に、地域の課題の解決(各種産業での人手不足の解消、地場産業の育成、資源の保全、コミュニティの形成等)にもつなげることができないか。

いずれの地域においても必要なことは、

- 地域の多様な主体が「我が事」として参画すること。
- 地域の人・資源が、分野・世代を超えて「丸ごと」つながること。

このような社会が「地域共生社会」であり、その実現に向けた取組は、「まちづくり」の取組であり、「地域力の強化」のための取組である。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

高齢者

地域包括ケアシステム

[地域医療介護確保法第2条]

【高齢者を対象にした相談機関】

地域包括支援センター

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

共生型サービス

生活困窮者支援

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

障害者

地域移行、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】

基幹相談支援センター 等

子ども・子育て家庭

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】

地域子育て支援拠点

子育て世代包括支援センター

等

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

九州厚生局における地域共生社会構築の取組

趣旨

- 平成30年11月に、九州・沖縄管内における地域共生社会の実現に向けた市町村等の取組の支援を進めるため、厚生労働省九州厚生局内に「地域共生社会推進本部」を設置。
- 令和元年5月に、自治体・関係団体・有識者が参画する「九州厚生局地域共生社会推進会議」を設置。

九州厚生局地域共生社会推進本部

(平成30年11月1日設置)

本部長：九州厚生局長

本部長代理：次長
健康福祉部長
総務管理官
指導総括管理官

本部員：
総務課長、企画調整課長、健康福祉課長、地域包括ケア推進課長、管理課長、関係各課長補佐等

〈所掌事務〉

- ・管内における地域共生社会の実現に向けた市町村等の取組を支援するための企画、立案及び調整に関すること。

当面の活動について

- 1 優良事例・ノウハウの横展開の推進
必要なサービス等が十分に整備されていない以下の課題に特に重点的に取り組むことし、各県等と連携しつつ、優良事例サイトの創設、表彰の実施、アドバイザーの登録・派遣、セミナー等の開催により、市町村等の取組を支援する。
 - ① 地域包括ケアシステムに関する取組
 - ② 生活困窮者支援に関する取組
 - ③ 障害者の地域生活支援に関する取組
 - ④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する取組
 - ⑤ その他、地域共生社会構築に関する取組
- 2 他省庁と連携した取組の推進
市町村等の取組を支援していくに際して、各省庁の地方支分部局と以下の観点からの情報共有を進めるとともに、連携したマッチング支援事業を行う。
 - ① 総務省九州総合通信局（ICT・IOTの利活用）との連携
 - ② 経済産業省九州経済産業局（ICT等の先端技術の利活用）との連携
 - ③ 農林水産省九州農政局（農福連携）との連携
 - ④ 国土交通省九州地方整備局（居住支援）との連携
 - ⑤ 国土交通省九州運輸局（移動支援）との連携
- 3 「九州・沖縄地域共生社会官民ネット」の創設
九州・沖縄管内の自治体・民間団体・企業・大学・NPO等が自律的・恒常的にマッチングの取組を進めることができるよう、「九州・沖縄地域共生社会官民ネット」を創設。
- 4 地域共生社会の構築に向けた研究大会の開催（H31.3.9）
今後の九州・沖縄全域における地域共生社会構築に向けた取組を加速させるため、「地域共生社会の構築に向けた九州・沖縄研究大会」を開催。

マッチング支援事業(他省庁との連携)

- 自治体や福祉関係事業者等が抱えている課題などをヒアリング等により把握し、他省庁（国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省）の地方支分部局と連携し情報共有等を行うとともに、厚生労働省及び他省庁の関連施策等を活用した支援策の検討などのマッチング支援を行う。

1 居住支援（国土交通省九州地方整備局との連携）

九州地方整備局と共同で、自治体（市町村）の福祉分野と住宅分野の職員と共に各分野が持つ資源や情報力の有効活用を検討し、自治体における実効性のある具体的な連携政策を創ることへの支援を行う。

※ 平成30年10月から、九州地方整備局と共同で「地域包括ケア等×住宅建築ストック政策クラフトチーム」を開催しており、管内5市町が参加。

2 移動支援（国土交通省九州運輸局との連携）

自治体（各県）を通じて、移動手段の確保に課題を抱えている事業者（高齢者や生活困窮者の通いの場、障害者の就労継続支援事業所などの実施主体）を把握し、九州運輸局と連携し、当該地域の交通事業者に協力の可能性等の検討の要請や両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

3 農福連携支援（農林水産省九州農政局との連携）

福祉関係事業者（農業への取組を検討している障害者就労継続支援事業所等、生活困窮者支援事業所や高齢者の生きがいづくり事業を実施している団体などの実施主体）から、九州農政局と共同でヒアリングを行い、実施可能性やその方法を検討し、地域のJA等に対して協力できる農家等の調査を依頼するとともに、両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

※ 農林水産省では、平成29年度から、農山漁村振興交付金に農福連携対策が創設されており、これまで管内9団体を支援。
また、厚生労働省では、平成28年度から、「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る都道府県に対する補助金が創設されており、これまで管内全県を支援。

4 ICT利活用支援（総務省九州総合通信局、経済産業省九州経済産業局との連携）

福祉関係事業者や医療関係事業者等から、ICTの導入検討や課題についてヒアリング等により把握し、九州総合通信局や九州経済産業局にその内容等を伝達し、各省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

地域共生社会の実現に 向けた取組について

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 **「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」**(**「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」**報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 **「ニッポン一億総活躍プラン」**(閣議決定)に**地域共生社会の実現が盛り込まれる**
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)**を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 **社会福祉法改正案の可決・成立** → 6月 **改正社会福祉法の公布**
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**
- 令和元年5月 **地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)**設置
- 7月 **地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ**
- 12月 **地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ**
- 令和2年3月 **社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)**を提出
- 6月 **改正社会福祉法の可決・成立**

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施しており、令和元年度は208自治体が事業を実施している。

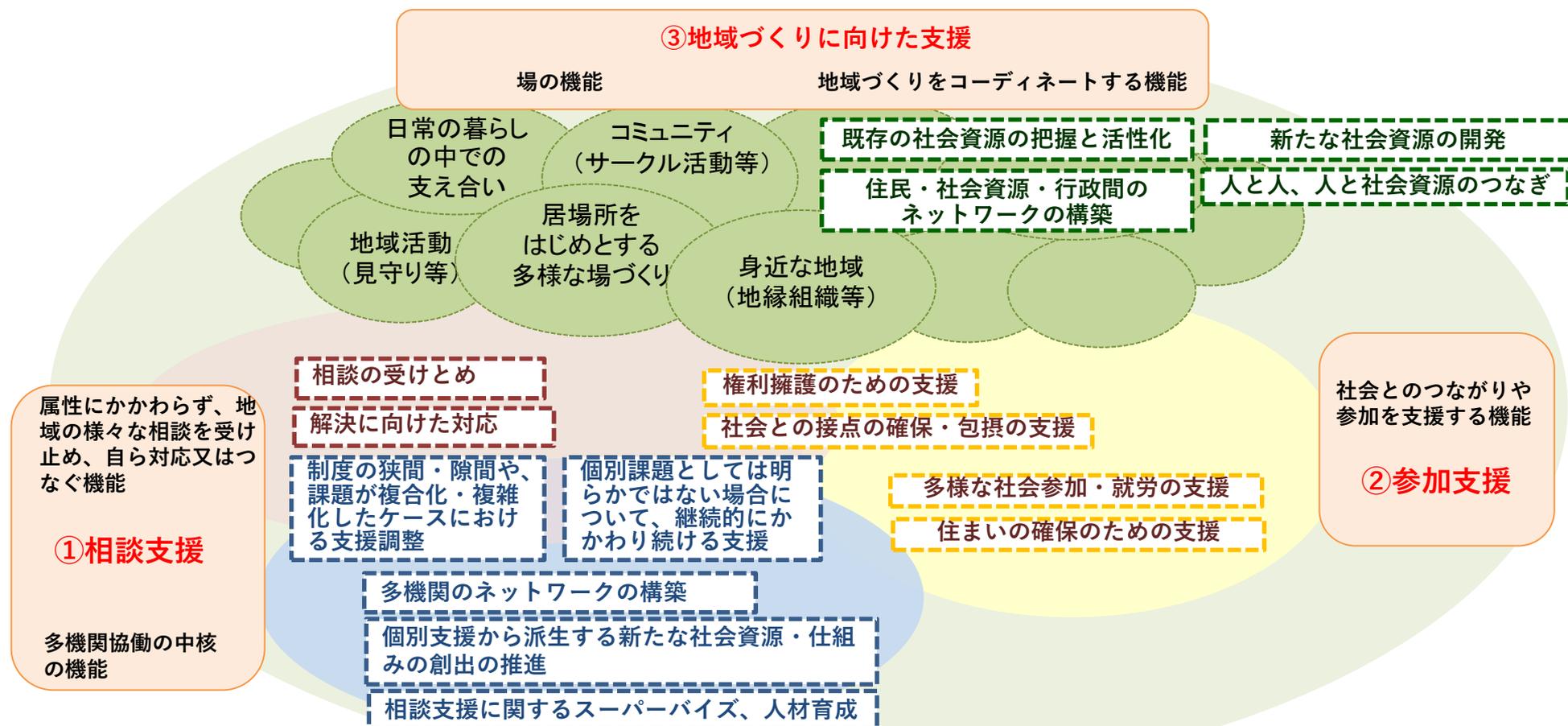


地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
＜最終とりまとめで示された方向性＞
- 本人・世帯が有する複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。
 - I 断らない相談支援** **II 参加支援** **III 地域づくりに向けた支援**
 - （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など） 等

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	包括的相談支援事業	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】生活困窮者自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくり事業	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働事業 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備支援事業（社会福祉法第106条の4）概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

令和3年4月1日施行

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

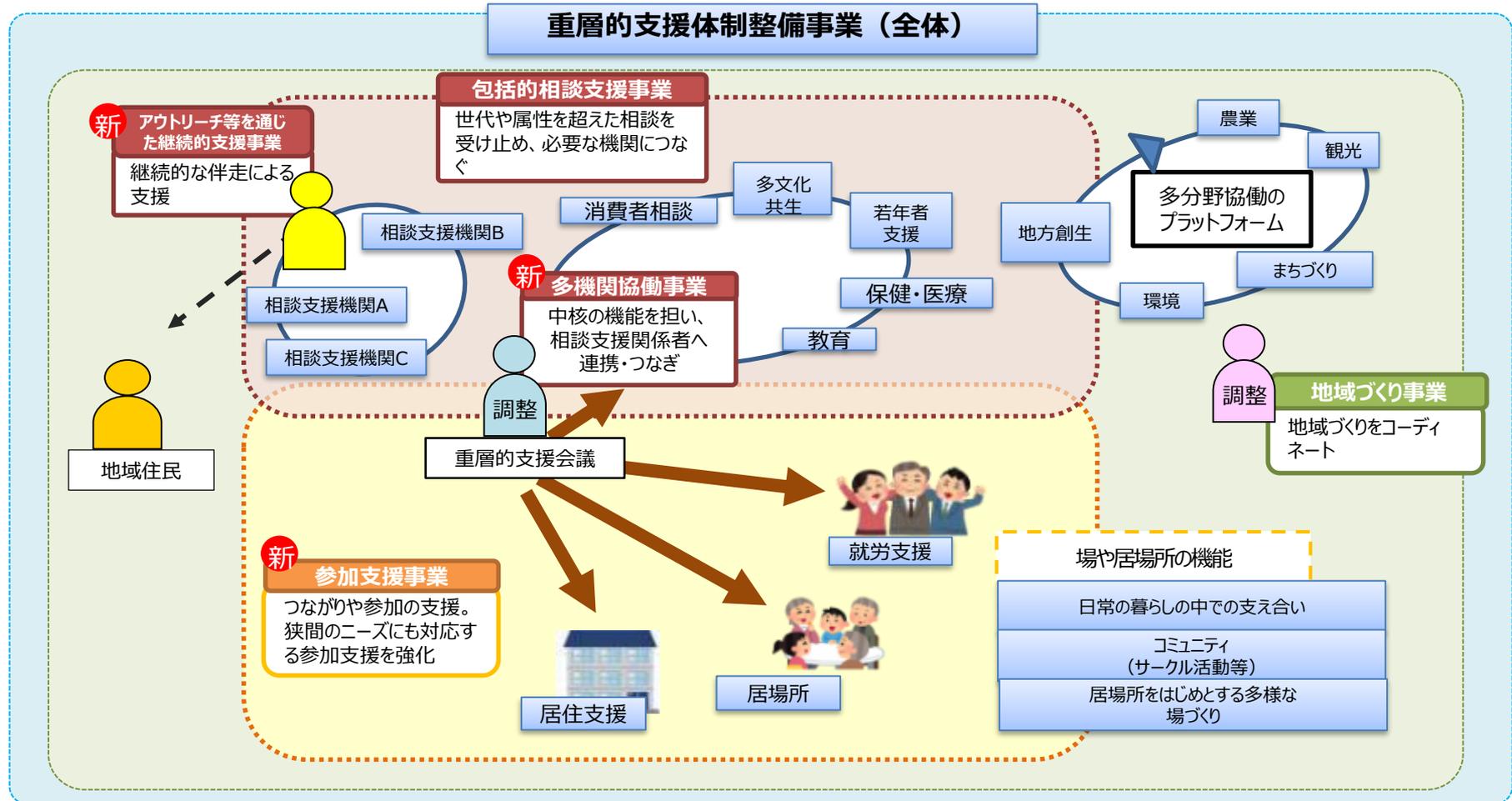
生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくり
の実施体制

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

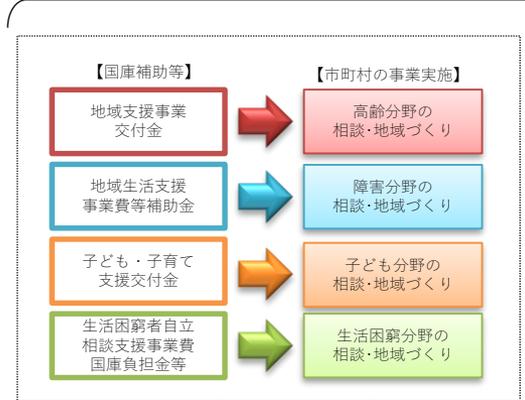
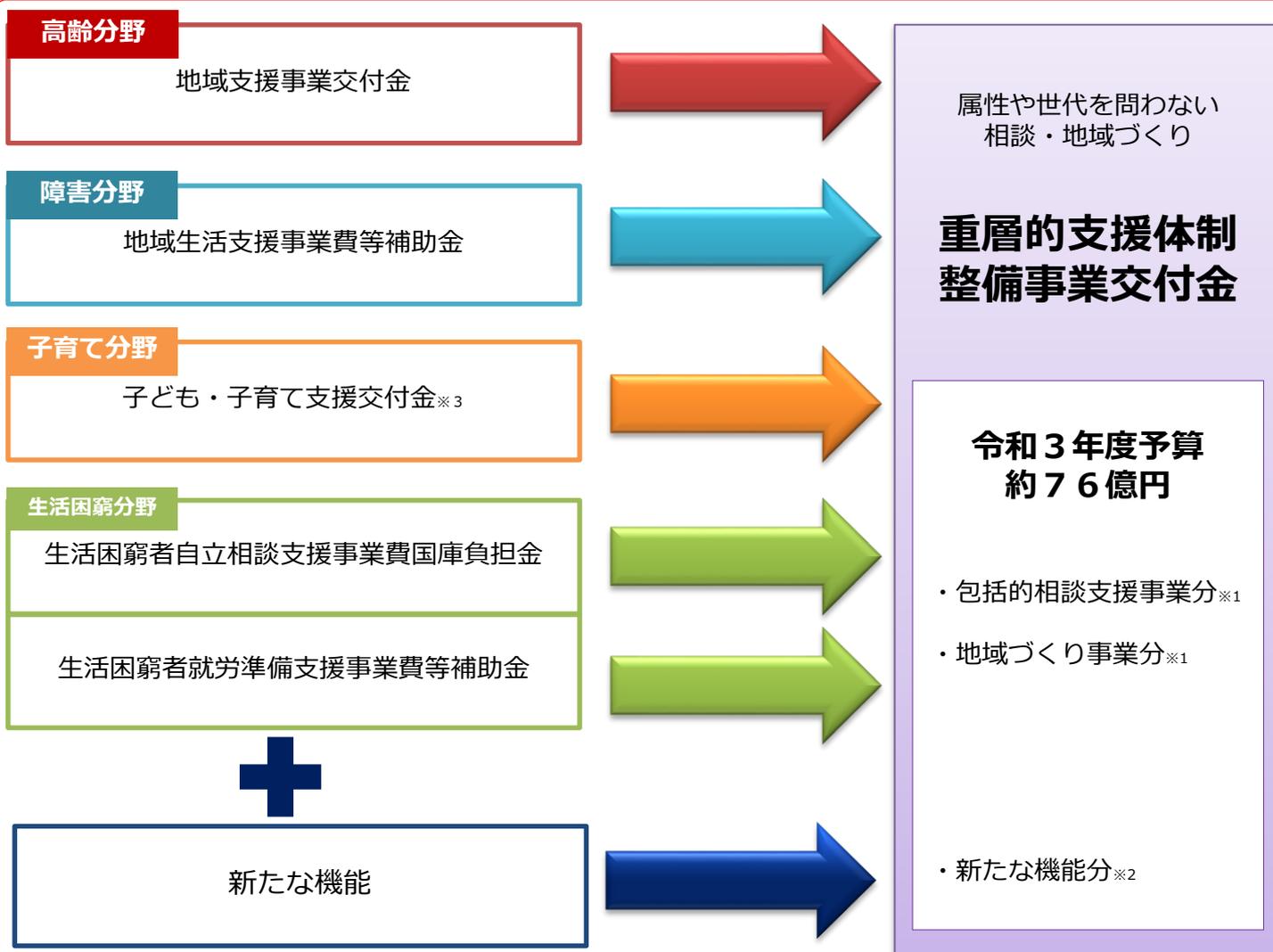


(令和3年度予算) 重層的支援体制整備事業交付金の創設について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

(参考：現行の仕組み)



- <※1 既存事業について>
- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）
 - 地域づくり事業
 - ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
 - ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
 - ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者の共助の基盤づくり事業）
- <※2 新たな機能について>
- ・多機関協働事業
 - ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
 - ・参加支援事業
- <※3 子育て分野の予算計上について>
- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
 - ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和3年度予算
116億円

【重層的支援体制整備事業】 令和3年度予算:76億円

- 令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

【その他(重層的支援体制整備事業への移行準備等)】 令和3年度予算:40億円

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援、本事業に従事する者等の人材養成を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 新事業への移行準備のために必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 都道府県による市町村の新事業への移行促進、重層的支援体制構築に向けた後方支援を実施するために必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 新事業の実施市町村、都道府県、新事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費) 15

都道府県による市町村への後方支援について

- 今回、社会福祉法に重層的支援体制整備事業が創設されることを受けて、国及び都道府県の責務（社会福祉法第6条第3項）として、市町村において重層的支援体制整備事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨を規定したところ。

【参考】社会福祉法 改正案 ※改正後
(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)
第六条 (略)

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

- 具体的には、**都道府県による市町村への後方支援**として、
 - ・市町村本庁内連携促進のための支援（市町村の関係部局横断的な説明会の実施など）
 - ・市町村間の交流・ネットワーク構築支援（情報共有の場づくり）
 - ・重層的支援体制整備事業の周知・広報
 - ・各市町村、各支援員を対象にした研修（重層的支援体制整備事業への移行促進等を目的としたもの、市町村職員・支援員の資質向上を目的としたもの、ケース検討等）の実施
 - ・市町村の包括的な支援体制構築のための実態調査、先駆的取組の情報収集・発信などが考えられる。